

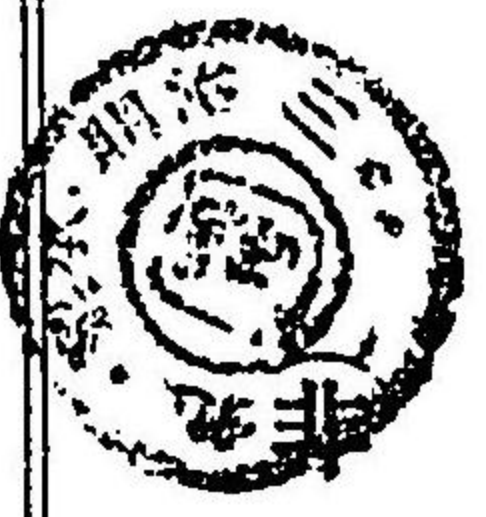
三國

倫理
講談

弘道館記述義要旨

完

前大學教授
主 內藤耻叟先生講述
山田德明先生校訂



賣品

不許翻刻

大日本中學會



談 講

理 講 談

講 師 内 藤 耻 叟 演 述
會 主 山 田 德 明 校 閱

余か先師藤田東湖先生は、幽谷先生の子、藤田次郎左衛門と稱す、名は一正、字は子定と云ふ。にして烈公に仕へて側用人兼學校奉行となり、烈公が幕府の爲に幽せられし時は、同じく盤居を命せられ、又烈公の再び出るに及んでは、先生も亦進んで幕府の密議に參與したり、其著す所の書數部あり、中に就て、弘道館記述義と云へるは、専ら烈公の主意を敷衍したる書にして、水戸にて、學校を建て、文武を以て士氣を振勵し、我日本の大道を脩明したるの本旨を述べたるものなれば、今日我日本國民の子弟等が、博く宇内の學術を脩めて、世界の新説を聞かんとするに當ては、先づ我國の大道を辨へ、然る後に他國の事をも研究す可し、是固より學問正當の順序にして、若し此順序に依らざるときは、必ず多岐の道に陷迷ひて、心に取留もなく、遂には我身何れの國民たるか

を知るに由なきにも至らん、是予が諸子にとりて、最も緊要のとなりと覺悟し、今爰に、弘道館記述義に掲げたる當時、烈公が學問を國中の子弟に教へたる道の本旨を取り述べて以て、逐次之を演述する所あらんとす、是れ實に予は初發に、諸子の方向を定めて、他岐に迷ふまじきの、大本をして其腦裏に定めしむる所以なり、

人能弘道也と云ふ事

天地の間に生ずる動物は、數千萬の多きに至れども、其中に就て、最も尊ぶく最も靈なる者は、人なり、人は萬物の靈にして、天地を主宰し、萬物を成育するの大任を負ふて、此世に生れ來れるものなれば、吾人の耳目口鼻身體四肢の働には、必ず之に行ふべき道ありて存す、之を名つけて、人道とも、又達道とも云ふ、其道なるものは、もて人情に従つて互に宜しき所を制して、之か節文をなしたるものにして、もてより人情を離れて、別に道あるものにはあらず、故に人なければ道も亦なく、情性なければ道を行ふべきの本たらず、人の情性ありて後に、始めて此道を生ずるものなるが故に、人能く道を弘むるとは云ふなり、道と云ふものは、もて人の行くべき爲に開けた

る道にして、人なき所には人道あるべきの理なき故に、道は、もて人のあるに隨つて開らけ弘まるべきものにして、人なきときは、即ち道なし、道は唯、此人の情性を節文し、始めて世に弘く行はるゝが故に、人能く道を弘むると謂ふなり、さて、此道と謂ふものは、いかなるものぞといはゞ、人心の好する所、人身の安んずる所にして、外に求めたるものにはあらず、又他に至理の存するものにも非ず、全く人の世に生れ出でたる上は、自から心の中に備はりて、身になくてかなはざる、父母、兄弟、夫婦、朋友等の倫類に就て、其は悉く、互に相安んずる所の情性にかなひたる所、是即ち道なり、第一に其人の身は、之を父母に受けて、父母の恩によりて、成長したる人なれば、其父母に事ふるには、則ち此恩に酬ゆる感情によりて、孝行の道あり、又男女既に長して、夫婦となれば、夫婦互に相親愛するの感情によりて、夫婦の間の道を生ず、兄弟あれば、兄弟の序を生し、朋友あれば、朋友の情あること、亦皆相互の人情よりして、之を節文したるものにあらざるはなし、其最重きは、君臣の道にして、父子も、夫婦も、兄弟朋友も、共に君恩によりて、此土に安居し、此道を行ふとを得るが故に、其恩の宏大なるとは、遠く先祖より、後來は子々孫々に及ぶまで、一時一人と七

て、此恩を蒙らざるの人はなく、又此恩を受けざるの時とはあらざる也、父母の恩は、我身に止まれども、君上の恩は、數千萬人の同く之を受る所にして、我夫婦も兄弟も、皆此恩によりて、立つとなれば、人道に於て最も重んずべきは、君上の大恩なり、既に其恩の大なるを知るに於ては、此恩に感ずる情性は、固より、自然に出で、少しも矯飾りたる道にはあらず、即ち忠義の行は、自からあるべきの道なり、故に、古人の辭にも、君の爲に死するは、預りたる物を返すが如し、もとより君恩の爲に生育したる此身なれば、之を棄て、君恩に酬ゆるは、實に當然の人情なりと云はれたり、かくの如く、君臣、父子、夫婦の間には、自から當然の感情ありて、其感情よりして、五倫の達道を履み行ひ、始めて其道は天下に行はれ、終て人のある所には、悉く弘まりて至らぬ限もなし、故に、人能く道を弘むと謂ふ、思ふに此言や別に空理ありて存するにあらず、自から實際の事實に於て明かなりとす、

我大日本帝國開闢の初めを尋ねれば、先づ最初には、

天祖天孫ありて、此國土を開らし、此臣民を生じ給ふにつきては、此土に生ずる此人の一人一時として、當初より

天祖天孫の御恩によりて、生育せざるものはなし、是我身を生じたる父母の父母たる、先祖の其昔にありて、生を受けし初めよりして、數千年を経、此身に至るまで、其御恩の廣大なるとは、實に筆紙口舌にいひつくすべしにあらず、されば、我身をすて、其御恩に報いんとならば、どもに此國土を守り奉りて、これを我今日いたし奉る

天皇陛下の御爲に、忠義を盡して、之を報ひ奉り、此國家の昌運を企圖するより外に、日本臣民たるの義務はあるべきとなし、是此人あるの初めは、

天祖の生育し給ふ所なる故に、人の道は、この報恩の感情より生じて、永くかはらぬ、臣子の忠義とはなると也、其父母の恩に生育したる身も、父母の身は、君恩によりて安きと勿論なる故に、父母に孝なる心の厚きにつけては、猶彌増し君恩の大なることを知るべきと、蓋し言ふをまたず、これを忠孝一本と云ひ、又忠孝無二の道とも云ふ、忠孝と云ひ、親義別序信などいひて、道に種々の名目あるとは、漢土にて古くより云傳へ、君臣父子の間に行はれ、兄弟朋友の交りに於て、欠くべからざる道の名なれども、是固より、人を離れて、情にそむき、新奇にたてたる名目にはあらず、されば、我日本に於ても、既に人ありて生ずる以上は、此道は情に従つて生じ、姓に本つきて行はれ、

殊に明らかに見へわたりたる事なり、就中忠と孝との二つの教は、
天祖の立させ給ふ所にして、此
寶祚天皇陛下の御位を云ふを以て、天壤と共に無窮なるべしと、宣はせられたると、是即ち君臣の
大義の明白に立ちたる始めなり、次に
寶鏡を持たせ給ひて、此鏡を視るとは、吾を視るか如くにせよと、宣はせられたるは、
先祖と子孫とは、同體一脈の連続なることを示させ給ふ所にして、是即ち父子の至親
の明白になりたる始めなり、此君臣の忠の道と、父子の孝の道との二つの者は、全く
此土に生ずる此民が上下先後の秩序を立て且自然の恩情に湧出したる心の至誠
に本つき、此道を知りて、此教に従ふべき者なるが故に、之を人の弘むる道と云ふ、決
して道を立て、人を強いたるものにはあらず、かくの如くに、神代の初より、忠孝の
道ありて、上下先後の秩序を乱ださず人の情性を節文したる道ある國は、世界萬國
に比類なかるべし、人ありて、人道あることを知らず、我日本の人たる道を忘るゝも
のあるときは、是れ道と人とは、分離して、道は人をはなれて行はれず、人は道を知らず
して、禽獸にひとしき情況とならんも測りがたし、

故に人は必ず此人道を行ひて、これをひろめ、ますます大に正くすべき靈物なること
を思ふて、一時一刻も之を忘るべからざるなり、此意を取りて、當時水戸の學校を名
づけて、弘道館とは號せられし、

道者天地の大經と云ふ事

前に講じたる所の人の人たる道とは、もと天地開闢して、人間發生の始より、人に具
はりて、生れ來りたるものなれば、天あり地ありて、人の其間に生したる以上は、必ず
此人道ありて、天地の化育をたすけ、萬物を成長せしむると、勿論なり、予試に宇内の
情況を察するに、其君臣父子の道明かならずして、弱肉強食的なる禽獸界を去ると
遠からざるの行爲も少きにあらずして、王を替へ民を害ひ到らざる所なからんと
す、されば、此天の天たることを得地の地たることを得るも、始終生存競争の悲惨を
極めたる結果のみ是れ多くして、君臣父子の大經存せず、上下の秩序破れたるの
類例のみに滿たされ、道者天地をして天地たることを全くせしめ人をして人たら
しむる所以の本義に戻ることも多し

人の此世に生れて、互に相親しみ相安んじ、上下怨みなく、民衆相和睦するは、何の道

に由て然るやと云ふに、家内には孝の道ありて、子女は父母に事へ、國中に忠の道ありて、臣民は君上に奉仕しけるが故なり。もし子女にして其父母にそむかば、其家は必ず治まらず、又臣民にして君上に反かば、其國は必ず亂れん。國亂れ、家治まらずんば、人世は攘奪噬呑の條羅場と化し去り、假令天に日月あり、地に山川ありて、能く萬物を生長すと雖も、到底無益の冗物たるに過ぎざるべし。これ道は獨り人の上にて、必要なるのみならずして、天地も、人道なければ、終に其功用を全うすべき所なきなり。

我大日本帝國は、實に天地の大徑たるべき人道中、最も大切なる忠孝の二道を以て、教育の本旨とし給ひけるのみならず、當初之を天祖の御遺訓に著はさせ給ひたる故に、其開闢の初めに定まりたる、上下の名分、君臣の大義は、幾千年を経とも、相悖反するとなく、今も神代のまゝに行はれて、人道明らかには、國治動かす、漸次に昭明の域に進みける故に、天地の恩も、日月の光も、共に其功用をなして、物産を生じ、財用を利動せ、すべて人間の用を益し、生を厚ふせざるはなれども、此君臣父子の間に、忠孝の道亂れて、其教明らかならざらしめば、何を以て

か、能く此天地の化育を利用するを得べけんや、これ則ち道は天地の大徑にして、此大徑立つときは、從て萬理行はる、換言すれば、忠孝の大本立つときは、厚生利用の道自ら亂れず、天地の秩序明かに行はれざるはなし、是れ道は天地の大徑たる所以也。

生民須臾も道を離るべからずと云事

道は、もど人心の情性によりて起る所のものなれば、生れて人ある所には、必此道あるべく、もし此道にして、須臾の間も人を離れて存し、又道なくしても、人世に差異なからしめば、之を眞の道とは云ふべからず、爰に人あれば、必ず道ありて存し、寸刻片時も之を離れ得べからざるなり。譬へば、爰に人ありて、其家を立る所には、必ず他に通よふ道あるに同じ、人の此世に在る上は、必ず之に伴ふて離るべからざるものは道なり。

吾人の道は、吾人が此國に生れし初頭より、一刻も吾人を離れて立ちたるとなく、人にして此道なき時は、世亂れて治まらず、人安じて生を完うすることを得ず、實に道は須臾の間も吾人を離れたるとなし、故に我が帝國の

皇上常に上に尊くして統治し給ひ、臣民は常に下に服従して之に奉事し、臣子の義

と守ることは萬古不易敢て變ずるとなく

君上の仁を施し給ふこと厚くして勤くとなし是によりて

實祚は天壤と窮りなく、國土は萬國に秀でたる也、蓋し其本原は忠孝の二道に、出でて、人心の分義を守り思に感ずる眞誠より生じたる道なるが故に、かく萬世に亘りて、須臾の間も斷絶なく、今日に至りしと也、されば此道の須臾にても吾人を離れて、世に明らかならざるとわれれば、天下は忽ち亂れて、弑逆殘害、人世之が爲に兇惡なる修羅場と化し去らむと、古今に徴して明白なる事實なるべし、

世には、何の道彼の道と云ふ者ありて、道の名は一様ならざれども、もし人の身と、人の心とに關係なき道にして、二年も三年も、人の之を離なれて、差聞なきものならば、これは眞の大道とはいふべからず、又達道とは稱しがたし、これ小道にして、其道たるや、人心の必ず然るべき所にあらずして、自然の道にあらざるものなり、然るに上下の分義、忠孝の二道の如きに至りては、家あり國あるかぎりには必ず無かるべからざるの道にして、父なきの人なければ、必ず孝の道あらざるべからず、國なきの民なければ、必ず忠の道あるべし、既に父母あり國家ある以上は一國一家を問はず上

下の分義なかるべからずして、則國に君上あり共和政体の米佛國と雖も、大統領ありて一國の君上たるなり、況んや我帝國の如きに於てを、や國なく家なきの人ばかりされば、人あれば必道あるべきとにして、是れ則ち道は須臾も離るゝとわたりはざるものと謂ふ所以也、もし之を離れて道ありといはゞ、是れ人道にあらざして、禽獸の道なるべし

立極垂統の事

立極とは、人の目當を立て、表準を示すを云ふ、垂統とは、物の初めを開き統を垂れて、之を後世に示すを云ふ、さて、上古の神聖此の國を開き、此民を生して、永く治安に、永く靜寧に、幸福を得せしめんと、君上の叡慮より、人倫の教に於て尤も大切至要なる、上下の分義、忠孝の大本を以て、道の表準となし、之を後世に垂れ、後人をして従ひ易く、繼ぎやすからしめられたることは、皆是

天祖の此民此國の爲に計らせ玉ふ所にあらざるはなし、先其第一に、實祚を以て、天壤無窮と定め給ふたるとは、此國民をして、永く臣子の分限を守り、忠節を致し、至

誠を盡さしめんとすの聖慮にして、深く此民の安寧をはからせ給ふ御仁心の厚きに出でたり、又人民をして、各其先祖を忘れず、之を祭り、之を尊び、敬ひて怠らず、孝を思ひて敬をつくさしめんとすの御教は、即ち各其子弟たる者をして父兄に、孝悌をすゝめ給ひ、民の順序を正うせんことをはからせ給ふ御仁心ならざるはなし、此の如く、下の安泰を思召して、世の父母子弟をして、悉く其所を得せしめて、以て忠義を此皇上に致さしむる時は、人各先祖に報効する心よりして、随つて皇上に奉事する至誠もあつく、世に争亂悖逆の事なくして、自から安泰なるを得る也、故に上下の分義忠孝の大本を表準とし、以て萬世一系國運無窮の基本となし給ふことを、立極垂統とは云ふ也。

天地位るし萬物育はると云事

天地は分れて、日月星辰天に明らかに、山岳河海地に蟠るといへども、もし其位を失ひて、寒暑陰陽の氣正しからず、山岳河海に變災ありて、村里民居も安からざるに至れば、以て萬物を生成長育するとあたはず、さて又假令天地は位を定め、萬物は生成するも、人にして安からず、世亂れて治まらざれば、其萬物の功用を利導してこれを世に施し行ふべき人なきに至らん、故に人道正しく立て、君臣父子の義理名分正しく、兄弟朋友に至るまでも、互に相和睦愛敬するを以て天地萬物を定る大事とす、是上古の神聖の先、立極垂統して、後始て此天地の功化を賛け、萬物の利用を全くし給ふ所以なり。

斯道を以て六合に照臨し宇内を統御し給ふ事

斯道とは、即ち勅語の中にもありて、斯道は、皇祖、皇宗の遺訓也と宣へる者是なり、而して斯道なる者は、元と人情の必然る所に本づき上下の分義ある所に立られたるものにして、君に事ふる忠の道あり、父母に事ふる孝の道ありて、其恩徳に報効するの誠心より、之を行事に施すの道までも及ばし得るものなり、凡六合天地之東南西北を六合と云ふの大なるも、君なきの人なく、父なきの子あるべきいはれなければ、此忠孝の道を以て、人を治るとは、いづれの國土にゆくも世界上行はれずと云ふとなし、上の下に照臨し、國家を統御し給ふには、猶さまづくの教導あり、法刑もありつれども、人道の大本は上下の分義忠孝の大道を以て成就す

ると也、蓋し其執る所はまことに人世の自然人情の近き所より起り、約ツツかにして小なるとなれども、之を施し行はゞ六合の外に渡り入宏の内に敷シ施すときは、廣大無邊にして、際限あるとなし、

寶祚之を以て無窮なる事

此天の日繼と申し奉る

天皇の御位は神代の始めに定まらせ給ひしより萬世一系今日に至るまで、寸毫も動くことなく、かはらせ給ふ所なくして、天下萬民を治め給ひ、祖宗の開かせられし此土地を守らしめ給へり、其本は何故にかく窮りなく、永く傳へさせ給ふやと云ふに、實に上下の分義忠孝の二道を以て人道の本とし、此人民を導き給ふが故にあらざるとなし、又天祖の御手づから授けさせ給ふ所の三種の御寶は、此民此國と共に、現マツ御神カミとして、世にまします

天皇陛下の御手に受取らせ給ひて、永く斯國家を治め給ふと、是れ即ち皇上の天に對して孝道を天祖につくさせ給ふ所以にして、更に又吾人臣民の偏に

天皇陛下に事へ奉りて、忠義を盡すは、即ち亦各吾先祖に孝事する所以にあらざる

は、亦く勅諭に克忠に克孝に、世々厥美を濟すとは、此事を宣へるなり、

國體之を以て尊嚴なる事

吾國は、是天地の始めに

天祖のひらき給ふ所にして、之を以て子孫萬世

天皇陛下の御所有と定めさせ給ひ、民をして之を尊び敬ひ奉りて、服従和順せしめ給ふとは、此國體をして尊嚴ならしむるの大道にして、もし此尊嚴を失ひては、上下の分義乱れ、臣民服従の道立たず、爲めに和順の實あらずして、國家の秩序安寧を失ふと勿論也、故に吾國體の高國に比類なき皇室の尊嚴なる所以は、全く上下の分義明かに忠孝の至誠遠はす報効の情深くして、千變萬化無窮の極に至るまでも、決して此心の誠を失ふとなさか故なり、そも、今日諸外國の皇帝なる者多けれども、皆國體の始より不變の帝統を維持し來れるものにあらずして、我が天地開闢以來曾て動くとなさ

天皇にくらへ奉りては、其尊嚴ならざると、全日の論にあらざるべく、然して、此國體の他に越えて、かくの如く尊嚴なるとも、實に吾人に上下の分義を辨へ忠孝の心あ

りて和順恭服の至誠深きによるとなれば之を以て國體尊嚴なりとはいふなり、
蒼生之を以て安寧なる事

蒼生とは我國中の臣民を云ふ、即ち今日四千萬餘の臣民なり、此臣民か、各其家に居て安寧なるは、一家に父子兄弟上下の分義あり、父母に事へて孝なると、兄弟に事へて悌なることによれり、是則ち一家安寧の本にして、各家は集りて國となり、國には吾々の先祖より、知召し給ふ歴代の

天皇陛下上にましくして、臣民たる者、亦奉公至誠を以て下に忠節を勵みければこそ、此安寧を得て、いつまでも其幸福を保つことを得るなれ、故に國家に一人たりとも、若し忠孝ならざる者ある時は、必其一分の安寧を得ざるのみならず、廣く推及はしては、遂に天下の大亂の基ともなるべければ、各其道を遵守すると、是實に臣子たる者の勤むべき公道にして、蒼生安寧の至道とす、嗚呼人として、誰か其子孫の安寧を

求むざる者あらざや、果して然らば、吾人先之を求むべきの本を勤むべきことにこそ、
蠻夷戎狄之を以て率る服する事

吾國の尊嚴にも、實神を無窮に傳えさせ給ふは、蒼生の安寧を致す所以にして、之を四方に及ぼす時は、御國威自から發達して、諸外國も畏れ服ひ奉ることは、歴史上に明白なるのみならず、たまたま來りて我邊海嶺犯し奉る者ありても、皆之を折破

して、一たびも彼敵國を志を得せしめたることなきのみならず、近頃は朝鮮の外訛よきして、征清の役は及びて、國威を世界の表に發揚したること、等實に吾先祖たりし臣民より延きて、今日に及び一致團結、此邦國を守りて、此

君皇に事へ奉る忠義の心のわづらひして、自から義勇の志氣も發達したるに由てなり、凡義勇の志氣は、其人心の至誠より感發するものにして、中心より國を思ふの至誠なければ、自から義勇の氣氣は發達せざる也、義勇の氣此に發して、其精神の強剛なるは、蓋忠孝の至誠に本づくものにして、即ち斯道より由來するなり、されば我が御國の威稜を外國に輝かし、萬國をして畏服せしめんとするものは、先、各自忠勇義烈の心を磨き、志氣を奮發し、以て此御國に報効することを忘るべからず、

聖子神孫たは肯て自足れりとせず人に取りて善をなし給

人事

聖子神孫とは御代々の天、日嗣をうけ給ふ

天皇陛下なり、前にも述べたる如く、我國は金匱無欠何事も、全備せる御國なれども、
これにては、猶満足に思召さずして、何れの外國の道なりとも、我大日本帝國の御爲に、
よろしき事は、之を採り用ひ給ひて、これを我國にも施し給へり、是れ固より他の國
々を交通せられ給ふ所以にしも、從て我國家民人を利も給ふの夫御心にまじまし
て、彼が善とする所は、皆我國の善ともなること多き也、これ往昔にありて、隋唐に通
じて其善制を採用し、又近々嘉永開港以來は、世界萬國と交通し給ひて、我國家を利
毛民生を護する所以のもの、は雜れども足らず、日夜採用して給ひける所以なれば、
吾人は、雖もて聖旨を奉て、國家民生利用の道を開くに汲々せざるべからざることを、
實に皇土の夫御心にかなひ奉る臣子の本務なるべし。

唐虞三代の治教をとりて皇猷を賛も給ふ事

唐は、番支那の堯の世、虞は舜の世の稱之、三代は、夏殷周の時代をいふ、堯舜の事は書
經(書)に見ゆ、三代の事も、書經にもあり、又彼國の歴史にも、だんたを詳かにあげてあ
り、英國を治むる制度、文は禮樂、人を教ゆる名教、節目等は、よろしき所あれば、これを
取用するも、我國に關するも、所の人道をたすけ、明らかにし、以て世を治め、民

を安んじ給ふの、御政事の御助をなも給ひき、また支那の國体は、大に我は異なり、
堯舜の時代より位を譲るをいふ事あり、天子の位をも、他人はゆすりて、其子に傳
えざる仕奉あり、こればも、其君たるもの民の中よりいであるに、よりて、我國の如
く、天地と共に初より定まらざる君位には、ありざるが故なり、又之を其子に傳え、
して、他人に傳ふをいふは、大に父子の感情を害する事にて、不人情の事を教ゆるに
同じく、且堯舜の代を下りて、湯王武王に至りては、いれづも、臣として、其君を亡ぼし、
其位を奪ひたるものなれば、叛逆の人と謂つべく、實に君臣の大徳をや、上下の
順道を破りたる者也、されば、彼の國の如きは、民の上はたつ所の君主に、開闢の始より、
我國の如く一定したる系統ありて、動かすべからざるの大本なく、驕肉強食の結果
を以て、暴力を以て、智力を助け、肆に名義を付して、暴逆遂に天位に上りたるといふ
習慣を、我が國にもなしたるものは、此事は、彼國にては、致方もなければ、實に天地の
容れざる大惡業にして、遂に此結果自然の習俗を爲し、王統數は、一變送して、道義
潰亂すと、曠き我國の如きは、古より、ありたる事はなく、天地の始に、一定したるまゝに、
天子萬世の後までも、天位に譲るなき傳の玉の事、これ聖く、

夫祖の遺訓はまことに定まりたる天道なるを同時に萬世不易の國體なるべければ、
 之れを億萬世の基本として歩しも動くとなし、殊に今日世界の我國體を推尊する
 所以の理實は此の一点に存するなり下りて、其他の細事に至りては、昔は支那正考
 今日は世界萬國にても、各々自所並に之れを用ひ、ますます此國家の隆盛臣民
 發達の道を以て給ふべき道の御事なるを、自ら之を尊ぶべき事なり、
 是に於て斯道愈大に之れよく明らむれば、
 神代のはじめより、人道の大本は忠孝の義理を明らかにして、日月の如く、大にして
 之れを守らざる者なきれば、いふ道もなく、且其實事は行なはれたる事、ゆるぐ且
 欠じければ、教訓をきかすは、皆能く之を心に得、身は行ひたれども、世の開け進む
 と共に、人々の心もさかぬなるに従ひ、又さかぬ習ひも、自から出来ぬれば、これ
 教の正さざるは、往昔孔子などの教を探り用ひ給ひし御事を、支那孔子の道とい
 ふは、彼唐虞三代の君たる堯舜を元祖とし、之を述べて明はして、之を以て道をた
 たるものにて、孟子(大義)は又堯舜之道は、孝弟而已矣といへり、扱其孝弟の教より
 之を述べて、孔子の御事傳にのたまはるは、即ち我國の道義の助ともなる事なれば、當

時これを用ひ、を斯道として、ますます大に、ますます明らかになし給ひし事、これ實
 に我歴代の御事傳に記されたる御事なり、
 天皇の此民の爲に、おはせ給ひ、遠く慮り給ひしは、よがてなり、
 俗儒とは彼の古昔孔子の道を學びて、己れ一人の名利をはかむ儒者の類を云ひ
 争日には在りて、彼の西洋の學問に心酔して、我國體に適合するや否や、千万世不易の眞
 理なるや否や、世界の通義なるや否や、を極めず、自己を利する爲めにせむを、經て曲
 學とば云ひ、又詩文章、小説などの國體眞理は、適はざる虚構の事を喜ぶが、おと曲
 多たることを學問する人々をも、此中に加ふべし、かゝる類ひの人々の中には、皆我
 國固有の道義則ち備はりて、忠孝の教ある事をば知らずして、何事も外國の事をば
 心酔の結果として、よきことを考へ、却て、我事をばあしきものならんと誤断して、儒
 に彼が國々の道に従ふとのみより、しき事を思ひ煩ふ者あらん、これ實に昔は儒者
 にあつし事なれども、當今又西洋の學者にも、此惡弊多からん、即ち我學ぶ所に迷ひ
 解りて、元來我國萬世不易の基本たる忠孝の大道をも、あしき思ふのなきに似も

あらず、以ての外のみが事なり、されば我青年諸君たるもの最も此邊の注意を加へ無謀の徒と謂はるゝことなからんことを望む

皇化陵夷して禍亂相つぐ事

この異端邪説の行はれて、俗儒曲學の徒の多きよりしては、遂に自から世の風俗もあしくなり、國政も衰へゆきて、天皇陛下の此民にしき施し給ふ御徳化も行はれず、國も亂れ世は荒みて、天下の人民も安からず、大は苦しむ事とならんは、皆其本は即ち忠孝の道の明らかならずして、世に亂民多く出来たる場合なるべし、凡世の治まるも、亂るも、先づ其世の人心の正と不正による事にて、人心正しくして、世皆忠臣孝子なるときは、これ世の治まるべき根本なり、もし反之して邪曲なる人多くして、不忠不孝の行多ければ、これ必世の亂れんとする前表なりと心得るも亦誤ならざるべし、故に吾人はゆめ／＼息なく正しき道に従ひ己の徳を修め身を立て忠孝の大義を忘れず、君國隆昌の道を講じ且吾人の安康子孫長久の道を立てざるべけんや

世に大道の明らかならざりし事

世の太平にして、遊惰にながれ、無事に樂みて、戒むる事をしらざるよりして、この大道はひかなるものぞといふ事も、自から明らかならず、忠孝の道の尤重き事をも忘れて、君父に奉養するの道を怠るもの多きに至らば、これ世の亂るゝ始にして、往昔足利の末世のありさまは、實に斯道の尤も暗き世なりし故に、天下の變亂も、亦尤甚しきときばかりたゞ、今の隣邦朝鮮支那の國事日に非なるが如き深く憂みずんばあるべからず

神道武備の事

神道といふは我國にて尊ぶ所の

天地の神の道といふ、我國は古へ天地の始めより

神聖ありて、此國此民を治め玉ふ、其道を即ち神道といふなり、その事は前にもしば

しば言ひたる如く、忠孝の道を以て、本原として此民をして、

君父に奉効せしめ、國土を守護せしむるの精神は、神道の本旨にして、第二に實体的

にこれを確達し得べきの策は、武備なくては叶ねぬことなり、故にむかしより神を

敬し武を尙ふの風俗ありて、自然に吾人國民の勇強を尊び、法弱をいましむるの習

ひあり之を換言すれば我神道を行ふには更に武備の必用欠くべからざる所以なり。水戸の祖威公は徳川家康の末子にして、名を頼房ヨシフサといふ、常に勇武を尚ひて、日本武尊ヤマトノミコトの御徳を慕ひ、事あれば必ず進みて軍功をたて、以て國家に奉効せん事をはかり、又常に神道の書をよくみて、古今の事蹟を研究せられたり、これ其國に報ゆる心のあつた天神地祇の立はせ給へる教旨をも研究せられたり、これ其國に報ゆる心のあつたよしとして、古命の道と好み、又武備をも修めて、此國風を失はず、武士の忠勇を勵まし、神祇の功徳に酬ひ奉ら奉との心なるへし、そもく神といふは古への天祖天孫と稱り奉ら此世に生れ出て給ひて、此國此民の爲に功勞あり恩徳ある聖主賢臣の精華にましますが故に、今日の人民たる者は、其御功徳を仰ぎ奉りて、之を尊敬し奉る事、畢竟偏に昔の神徳に酬ひ奉るものなれしかれば、他の國々のことはさて置き、我國を開き民を養ふが爲に、功徳ありし人々の精靈を神とて申奉る事也、是皆上古にありて、我國土に功あれば之を敬め敬ひ其靈を奉する所の謂あるなり、然るを世の人神といへ

はたゞ靈妙木簡を寄怪なる故に神とて思ふ地と心得たるが如きは、これ大坂の陣で我が國の本を亂し、我が國を滅ぼすに力をつくしたる者にして、神とて思ふべき事なからず、神祇と申し奉るは、ざる怪物にはましますとざるぞ、此事よく思ふべき事也、もな

水戸義公明倫正名の事

水戸の義公は家康の孫に、源威公の第三男なり、其長兄を讃岐守頼常と云、次の兄は龜丸とて、早世せり、頼常は故ありて家を嗣がず、義公幼年の時に、世嗣に定められしが、心ならずも國を受けて、水戸の主君となられたるとを、長成の後深く慙悔せられしが、心ならずも兄に譲らんとすの心なれども、幕府の法度ありて許されざる事なれば、威公の薨せられ、家督の上使ありし日に、頼常にはかりて、其子を養ふて家嗣とせんことを約し、自からの子は、頼常の養子とせんことを誓はれたり、此時もし此事を頼常承諾せられざらんに、は、義公は今日家督の上使を受けすとの事なる故、頼常も之を承諾せられたりと云ふ、是其長幼の道を守りて、人倫の序を正されたる志操なり、かくて又十八歳の時に、史記の伯夷傳を讀まれし時に、大に感發する所ありて、當時

皇威の奮ひ給はず、幕府の妄に威勢を弄すると、頗る上下の禮分を失ひ、君臣の分義を害すると、少なからずと、深く思惟せられし故に、先初めに大日本史を作りて、之か名義禮分を明らかにし、天下の士民をして、感激する所あらしめんと、の誠衷より、古今の書儀を尋ね求めて、四方の學者を招きよせ、開闢以來より、明徳年中迄の歴史紀傳を作りて、之を世に施さんとは、知られたり、是其志を後世に傳へて、以て永遠の後に至り、必名義を正して、皇威の御回復を謀り奉らんと、の忠必より起れる事なり、かゝりければ、水戸年頭の儀式にも、御進拜と云ふとありて、毎年の正月元日に、正殿の庭に席をしまして、京都に向つて拜し奉るの禮を始りられ、又勅使として水戸の邸に参向の公卿ある時は、必自から其旅館に至りて、拜禮するの儀を定められたり、されば、勅使邸に臨まるゝ日には、かねてより供揃トヨロヒしたきて、勅使の御寶物を拜受し奉り、終れば、直ちに勅使のあとにつきて、其龍リウの口の旅館に至らるる事にて、又威公の薨する時にも、三年の間は、酒肉を用ゐず、喪制を守られた

り、これを幕府の制度にそむかたきとされば、必喪を持せられしなり、又或時林氏にて作られたる本朝通鑑の初めに、日本は吳の太伯の後胤なりとありて、腐儒が妄斷無稽の擧説を以て、國體を汚辱すべきを見て、奮然異見を述べられ、直に其文を削らしめられしも、是我國體を重せられたる公の至誠遠慮に出でたる也、其外號を西山隱士といひたるも、伯夷の義と慕はれしなり、又梅里先生ウメノ申すも、吳の太伯が節あるを、向ムカはれたるなりと云ひき、さて其日本史を作られしにも、神功皇后の紀を傳せし、又弘文天皇は、從來帝代に列せられざりしを、掲げて本紀となし、南朝を以て御正統と定めたる類、皆公の明倫正名の志に出でられたり、晩年隱居の後に、楠公の碑を淡川に立て、碑面には、自から

嗚呼忠臣楠子之墓

と題して、楠公の忠義たることを表賞して、天下の人をして、其志の向ふ所を定めさせ給ひたるも、亦明倫正名の大義を知らしめんと、の心なり、されば、これを公薨して、面七十年の後に至り、今の

天皇陛下に至りて明治の御大業あらせられしを佐け奉りし人々には此公の餘風は感動して悲れ奉るんやと多かりけれ又明倫也云ふは人の道を學ぶ知りて、湛
田父子夫婦兄弟朋友の五の品を明らかたするを云ひ、正名とは其君臣の忠臣を以
ふ名に徳を以て其相を正しくするを云也故に今吾人も各其身分に従ひて、それ
がれ人の道を守り、其善あれば又其實あらんとを希ふを、明倫正名の本義と心得べ
し、彼の徒には高尚のみに自を誇りて、自から己れが行を慎み、己れが身分を省み
なす誤りも、夫の正のみに自を誇りて、自から己れが行を慎み、己れが身分を省み
ることを知らざるに基才蓋し、明倫正名にはあらざる也、深く此公の心を體し、我國家
の繁盛を計りて、定めんものをも、其實に明倫正名の本義收かなひたるものなり、
國朝の善多し、其善の益の至大なるに出ずる也、其善の至大なるに出ずる也、
今學校は鹿嶋の太神を祭りし事
神學を兼修せしむるの時、或は思兼神を祭ると、文の神をせよと、その論ありしかば、先
天祖の功を以て給ふ所の、御道御に本より、日本國中の臣民は、古より今に至る

天祖の功を以て給ふ所の、御道御に本より、日本國中の臣民は、古より今に至る
まはるは、服従し奉るべきものなり、其本原を申し奉れば、天祖も其申すに、
校の中にも、其善の益の至大なるに出ずる也、其善の至大なるに出ずる也、
天祖、天照、皇本神を祭り奉るべきものなり、臣民の國に於て、私は天祖の宮を
造りて、祭を祭るとは、甚難れ多き事なり、幸に常陸の國には、鹿島の宮あり、古より
天祖の御功業を佐け奉りたる、
武甕槌神を祭りたること、
臣を祭るものにて、自から善の本原たる、
天祖の御道御を仰り奉るの善にも、
の神を祭りて、
神宮と稱し奉り、入門の子弟は、文武にかぎらず、必先此
御神を拜し奉るとに定められたる、我國の道は、支那の道なるの如く、異姓の皇帝の
佐りたる如く、のにはあらすして、現に我

天皇陛下の御先祖なる

天祖の御遺訓を以て、斯道の本原起立とすると故、他の國とは大に異なる所謂ある

孔子の廟を設けらるゝ事

孔子は、支那周の末春秋の亂世に生れたる、周の陪臣にて、魯の國の大夫にてありし也、其入は微賤なれども、學問德行も人にすぐれ、道の本原は、人倫を明らかにするにあつたことを知りて、之が本原を變遷に祖述して、忠孝の大道を教へたる、彼國の聖人にて、其書は、即ち門人等の手にて編纂せられ論語、孝經、春秋等の著作も、世に傳はり、又詩、書、易、禮、など、の遺訓も、作法も、皆此人によりて、後世にのこりたれば、從來人の倫理世の治道を講究する人は、必此人の書を本として學問すべきとなりし故に、我々天祖の立させ給へる忠孝の教を講究して、人の臣たり、人の子たる者の道を行ふべき、表的とするには、必ず先以て此聖人の教を貴び敬ひ、これを以て、我道を明かにするの扶翼とすべきとの心より、此孔子の廟を設けて諸人に拜せしむるとには、なりし也、是即ち又我が

天祖の御遺訓を明らかにする格様には、必此聖人の道によりて、明らかにすべきことを知らせんと、の義なるべし、されば、世の人誠に能く

天祖の御遺訓に従つて、之を身に行はんとする者、既に其大節大義は知り得たる上にも、猶微細なるとは、孔子の傳えたる經書によりて、其次第節目を知るべき事肝要なりしなり、是此孔子の廟の設けある所以なり、孔子の教は、蓋し人情に従つて、倫理を厚くしたる者にて、中にも最忠孝を重んずるの教なれば、誠によく

天祖の御遺訓に符合して、之を用て我道を明らかにするに於ては、最も裨益あるものなり、

神州之道を奉ずる事

我日本帝國を神國と稱し、又神明の國と稱するは、最古き事にて、此名は先づ他の萬國に異なる緣由ありて也、そも、此日本帝國は、元より

神明の開らき給ひたる所にして、臣民は皆神明の支裔なるか故に、土地人民共に、全く

神徳に據りて開闢し成立したる御國なれば、之を神國とは云ふなり、今之を神州と

云ふは、唐土の文辭に通はし用ゐたるものにて、神國と申し、さて神州の道とは、即ち又此

(三十一)

神明の立て給ふ道德の教旨なり、而して其教も同じく又天地開闢の始に於て、我神明の此土地をひらき、此臣民を生し給ふと、又實に我徳教を隆盛ならしむるに起原するなり、夫れ其土地を以て上には

萬世一系の君主ましく、て、之を所有せられ給ひ下には其同種支流の臣民在りて之を守護し奉り以て此

神明の御子孫にまします、我

天皇陛下に事へ奉り、君臣の義永く、天地と共にかはらず、此土地人民

君統の三者、同じく其起原を一にして、悉く

天祖天孫に本原し、人民同じく此土地を守りて、以て此

神徳に報し奉ると、此道の大原なり、次に此時より今に至るまで、上には、

皇統綿々として、父子御系統の正しく、曾て斷絶することあらせられず、御繼承あらせられ、現に

天祖の授けさせ給ふ所の、此土地臣民を愛撫し玉ひて、皇化の及ぶ所其臣民を見る
と赤子の如く、以て

陛下の御功德を大にし給ふは實に陛下が天祖に御報効あらせらるゝの本義にして、即ち其天祖に對し奉りて其

御孝道をつくさせらるゝ也、臣民も亦各其開闢の始初に於て、

天業を佐け奉りたる神明の子孫にして、神代の昔にかはらず、之に事へ奉りて、忠義を盡し奉れば、是我先祖の本意にも、叶ひて孝道にあたると、是亦忠孝の本義なり、又

昔時より

天皇陛下には其赤子たる臣民の耕業より、作り出だし、穀物布帛の類を奉れば

天皇陛下には、御躬親から之を

天祖に供し奉らる、其之を耕作せし臣民は、皆

天祖の授けさせ給ひし所の人民にして、之が作りたる穀帛を

天祖の御前に供せしめ給ひ、上下の力を合せ、神人一和して、之を祭り給ふは、誠にめでたき御事ならずや、是亦我國祭禮の起原にして、人民も亦各其先祖を祭るの本意

(三十二)

也又

(三十四)

神聖の君に於ては、必人民の衣食をして、不足するとなからしめよとの神意の厚きよりして、其食とすべき米穀を以て、民食と定められ、又布帛を作るべき原料をも、悉く教示し給ひて、人民をして之を造作せしめ、自から衣食して、飢寒の患を免れ、其神徳に報ひ奉るか爲に、租税を奉りて、其

御子孫を養ひ奉り、以て其仁徳を酬ふると、是亦古來神州の道なりしなり、是の如く、上下互に相結び、神人共に相和すと、皆其開闢の初めより具りたる、自然正當の大道也、之をすべて、神州の大道と云ひき、されば道といひ、教と云ふものは、皆此神國の昔より具はりて、彼孔子の道の傳來を待つて後に、此道あるものには、あらざりしなり

忠孝無二の事

吾人の此世に生れては、君父の大恩によりて成長するにあらざるものなし、故に成長せざれば、固より吾人の此身なし、此身の成長すると、此大恩によることを知らば、吾人は此身をすて、猶此大恩に報ゆることを思はざるべけんや、是れ實に臣子の分として、長上に奉効する上下の大義たるのみならず、又實に其本に報復する人

間の定則なり、扱其恩の鴻大なる次第を講せんに、父母に、君上に、君上の恩に酬ゆる之を忠と云ひ、父母の恩に酬ゆる之を孝と云ふ、忠と孝とは、其名は各異なれり、雖も、我身の成長して、身家を維持する所以の根本たる此大恩に報復する所の、心意に至りては、敢て異なることなし、苟も人にして他の爲に一旦其身の難を救はれ、若しくは一物の惠與を受ることあらんか、猶其恩に報謝することを思はざらんや、蓋し萬人の同情一致する所なり、然るに吾人無上大事なる君父の我身をして、此世に成長せしめたる、至大の恩徳を知らざることをあらんや、之を思は、之に報効することを計るは、實に人生至大の一大本務たることは、言を待たずして明らかなり、其父母に事へて孝をつくす心は、猶以て君上に事へて忠なるべし、而して君上は、獨り吾人の長養せる間の國家保護者たるのみならず、萬古千秋無窮の極に至りて、父母と雖も我等と同じく、君上の統治し給ふ大恩によりて成長し安固たるを得なければ、なり、されば、君上に事へて忠節なるべきは、即ち世の父母たる者の希ふ所の至心にして、父母の願ふ所を爲すは、子たる者の父母に對するの孝なるべければ、是實に忠孝の道は無二にして、一致せるものなり、故に君國の大事に臨みては、吾人は假令父

(三十五)

の屍をのりこへて進み取ふとも、君國の爲めに不孝ならざるのみならず、父は却て吾人の忠節を悦ぶなるべし。是又一の孝道にして忠孝一致の事實なりとす。父と雖も亦君國の恩に報ひて死すべきの本務あるを以てなり。しかるを昔より忠孝兩全しがたしと云ふは、真正の大道を察せずして、君の爲に死すれば、父の爲には不孝になり、父母の爲につくさんとすれば、君の爲に忠死するを得ずと、單に一局部をのみ觀察したる認見なりとす。此義理は既に先聖孔子の教にも明辯ありて、臣子たる者の其君上に忠をつくすは、即ち父母に事へて孝なるにあたること定められたり、但し其の事の大小輕重によりて、君國の御大事には、父を顧みるべきの道はなかるべけれども、父母の大事には、君國事なき泰平の時節には、奉公を辭するとなきにあられども、此等は情況に應じたる事柄にて、君國に其映響を及ぼさざる場合なるべければ、忠に背く所なく、孝を全うすべき義なるべし。是忠孝兩全の大義にして、吾人の謹みて思ふべきことにこそ。

文武不岐といふ事

文とは學問文藝より、道を行ひ、徳を修むると等、皆文なり。武とは古射騎刀槍なりし

も今は西洋の法式に變更せられて、銃砲銃槍等其重なる者となりぬ。此等を操りて戦ひの法を學ぶ者皆武也、農工商に至りても、皆各其業ありて之を習ひ、之を爲すに又各之に要すべき學問あり則ち、此頃の發達せる物理化學などより、其他工藝技術商業等、數多の學藝あれども、人としては、先づ人の人たる道を知り、忠孝の義をよく辨ふると感要にして、是則文の教とし、吾人の精神を鍊磨し、或は又一旦事あるに臨みては時に、軍に従ひ、船にも乗り出て、敵を靡け、堅を破るべきは、則武技也。此等其業は各異れども、其君上と國家との爲に報効するの心は、各異なるとなし。是皆國家の光威を宣揚し、以て臣民の務めを盡すの道にあらざるはなし。故に之を不岐といふ。二途ならざるの意にて、文事ある者は必ず武備あるの謂也。もし又假令文藝武術等より、萬般の事業に巧妙なりと雖も、吾人の心に國家を愛するの精神なく、身に君上を奉戴するの實行なくんば、則ち文武の本旨を得たる者とはいふべからず。況んや我大日本帝國臣民たる者の本務と謂ふことを得べけんや。然るを世人或は誤りて、妄りに外國人を崇拜するをば、卑屈と思はずして、却て我國家臣民たる者が上に従ひ服するを、卑屈と思ふ如き者あらんか。是大なる覺悟違ふ。されば人々其大恩ある

國家君父に従ひ、文武二道を左右にして其應用を誤らざると、眞の忠孝正義たるべきは言を待たざる所也、斯かれば則ち文武の道を學ぶ人の本心にて、君に忠に父母に孝に國を愛し家を思ふを以て本として、後、萬般の藝術をも學ぶべきと感要也、

學問事業不殊其效といふ事

人の物を學ぶは何の爲にするやといはゞ、これを應用して、實行を全うせんとするが爲なり、もし之を學ぶと、いかに熟練なるにもせよ、之を今日に實行すると能はざれば、其學びたる甲斐もなし、然るに世には、問、空理を論ずるをのみ、學問と心得て、之を今日に應用して、實効を奏するの策を講ずることを知るもの少し、理論は誠に聞くべきが如くなれども、吾人に於て之を應用すべき運轉の能力なければ、只空理のみにて、其事はとゞのはざるもの也、譬へば、醫師の病理藥性等に明かなる者あるも、實地に其人々の病を診し藥を投じて之を療治すると能はざれば、名醫といひがたきが如し、故に理を窮るは、もと之を事の上に施すべきが爲にして、徒らに理論のみを巧みにし、口舌を弄ぶの資とするが如きは、以ての外の心得違たるべし、勿論人にして事物の理を知るざるときは、一事一物に滯りて、他に變通しがたきなり、蓋し又

學問と事業とは、實は互に相並びて進むべき筈なれば、理論と實際とは、別々なるべき者にあらず、彼の自然に空理に陥りて、實用に疎なるが如きの不都合もなかるべし、是今日少年諸君の最も心を用ふべき處なり、殊に理論は相手もなく口にまかせて、いか様にもいはるれども、之を實行するに至りては、必其向ふ所の事物ありて、口のみにては行はれず、時と情況とを考合せて、之を活用せざるべからず、吾人の前途誠に能く心を用ひて、又能く考ふべき所なり、

敬神と云ふ事

神とは、神代の神靈のみならず、凡そ其身に功德ありて、世を治めたる人々の靈魂も皆神なり、神なりとて、神變不思議此世の外にありて、人に異なる怪物をいふにはあらず、皆上世に功德著大なりし方々の精靈にてまします也、しかれば、我々天神地祇と崇め奉り、敬ひ祭り奉る所の者は、皆聖神の徳ましますを以て、之を神と申すことにて、吾人の上位に置きて之を、上にし尊ぶ心なり、あやしく不可思議なるをいふ、神變の怪異とは、自ら大に異なる所ある也、何故に此人を敬ふといふに、上世にありて上の政を施し、或は之を助けて、此代に施し、此國民を治め給ひたるの盛徳

ましませしが故に、之を神として敬ひ奉る也。既に之を敬ひ奉るにつきては、其事業
功徳を慕ひて之を尊崇し、就ては又其神靈を追想敬畏するものなり。蓋し其至心に
至りては、今日吾人の

君上を仰ぎ奉るに同じ、其神怪不思議なる点をおそれて、之を敬畏するにはあらず、
又吉をいのり、凶をさくろが爲に、之を祭るにはあらず、只其當初の御功徳を思ふて、
其靈魂を敬祭すると也。扱其之を敬ふに付きては、又其教を尊び、其道を行ふは是當
然の理なれば、昔の世にありて、此國の爲に立させ給ふ神の教を以て、我道の本とす
るを神道とは云はれし也。我日本の人民は、從來此神教と神功とによりて、世の安泰
を保ち生育繼承し來りければ、吾人が此神道を敬畏尊行すべきはいふ迄もなし、扱
又神道とて、別に不可思議の道あらざるは當然なり。たゞ人の道を行ふて、祖宗祖先
に鑒み、忠孝の義を全くすると、是即ち神道なり、人道の外に、神道あるにはあらず、

崇儒と云ふ事

儒とは、古へより世に徳義を教へて、人をして人道を知らしめたる人を儒と云ひ、孔
子も亦儒にして、其道は儒道也、即ち亦人道也、孔子の教ゆる所の儒道は、人の道なる

か故に、全く我神道と異なる所なきなり、されば神を敬する者は、必ずや又儒道をも
崇ふべきなり、さりとて外國(支那)の儒道を以て、我神道と同じくすべしと云ふには
あらず、彼儒教のよき所をとりて、我神道を行ふの補助とすべきを云ふ也、世には、儒
道を崇ふがあまりに、孔子を以て、我が上世の神よりも尊しと思ふ如きは、大なるあ
やまり也、孔子も外國の人なれば、其道のみは尊ぶべきも、其人をまで尊んで、以て我
君父に同じくすべしにあらず、是こそ孔子の心に叶ふべきことなれ、唯其道と教と
を崇んで、之を我忠孝の義を行ふの補佐ともなすべきことなり、

集衆志宜群力以報國家無窮之恩といふ事

凡一國の力を以て、萬國の敵に對し、衆人の智を集めて、一國の光となすは、其志を
一にし、其力を同じくするにあらざれば、之を成し難きと勿論也、其一志同心なるべ
き隨一の原理は、皆人の心に、忠孝の大義を失はず、偏に君父に奉事して、上下の秩序
を失はず、無窮の恩徳に報せんとするにあり、此一念にして同じく、衆人皆ひとしけ
れば、即ち一志同力になりて、萬國の強敵をも取挫し、一國の光威をも宇内に耀か
すことを得べき也、唯其智と力とはいかほどに秀でたりとも、心に忠孝の念なくし

ましませしが故に、之を神として敬ひ奉る也、既に之を敬ひ奉るにつきては、其事業
功德を慕ひて之を尊崇し、就ては又其神靈を追想敬畏するものなり、蓋し其至心に
至りては、今日吾人の

(四十一)

君上を仰ぎ奉るに同じ、其神怪不思議なる点をおそれて、之を敬畏するにはあらず、
又吉をいのり、凶をさくするが爲に、之を祭るにはあらず、只其當初の御功德を思ふて、
其靈魂を敬祭すると也、扱其之を敬ふに付きては、又其教を尊び、其道を行ふは是當
然の理なれば、昔の世にありて、此國の爲に立させ給ふ神の教を以て、我道の本とす
るを神道とは云はれし也、我日本の人民は、從來此神教と神功とによりて、世の安泰
を保ち生育繼承し來りければ、吾人が此神道を敬畏尊行すべきはいふ迄もなし、扱
又神道とて、別に不可思議の道あらざるは當然なり、たゞ人の道を行ふて、祖宗祖先
に鑒み、忠孝の義を全くすると、是即ち神道なり、人道の外に神道あるにはあらず、

崇儒と云ふ事

儒とは、古へより世に徳義を教へて、人をして人道を知らしめたる人を儒と云ひ、孔
子も亦儒にして、其道は儒道也、即ち亦人道也、孔子の教ゆる所の儒道は、人の道なる

か故に、全く我神道と異なる所なきなり、されば神を敬する者は、必ずや又儒道をも
崇ぶべきなり、さりとて外國(支那)の儒道を以て、我神道と同じくすべしと云ふには
あらず、彼儒教のよき所をとりて、我神道を行ふの補助とすべきを云ふ也、世には、儒
道を崇ぶがあまりに、孔子を以て、我が上世の神よりも尊しと思ふ如きは、大なるわ
やまり也、孔子も外國の人なれば、其道のみは尊ぶべきも、其人をまで尊んで、以て我
君父に同じくすべしにあらず、是こそ孔子の心に叶ふべきことなれ、唯其道と教と
を崇んで、之を我忠孝の義を行ふの補佐ともなすべきことなり、

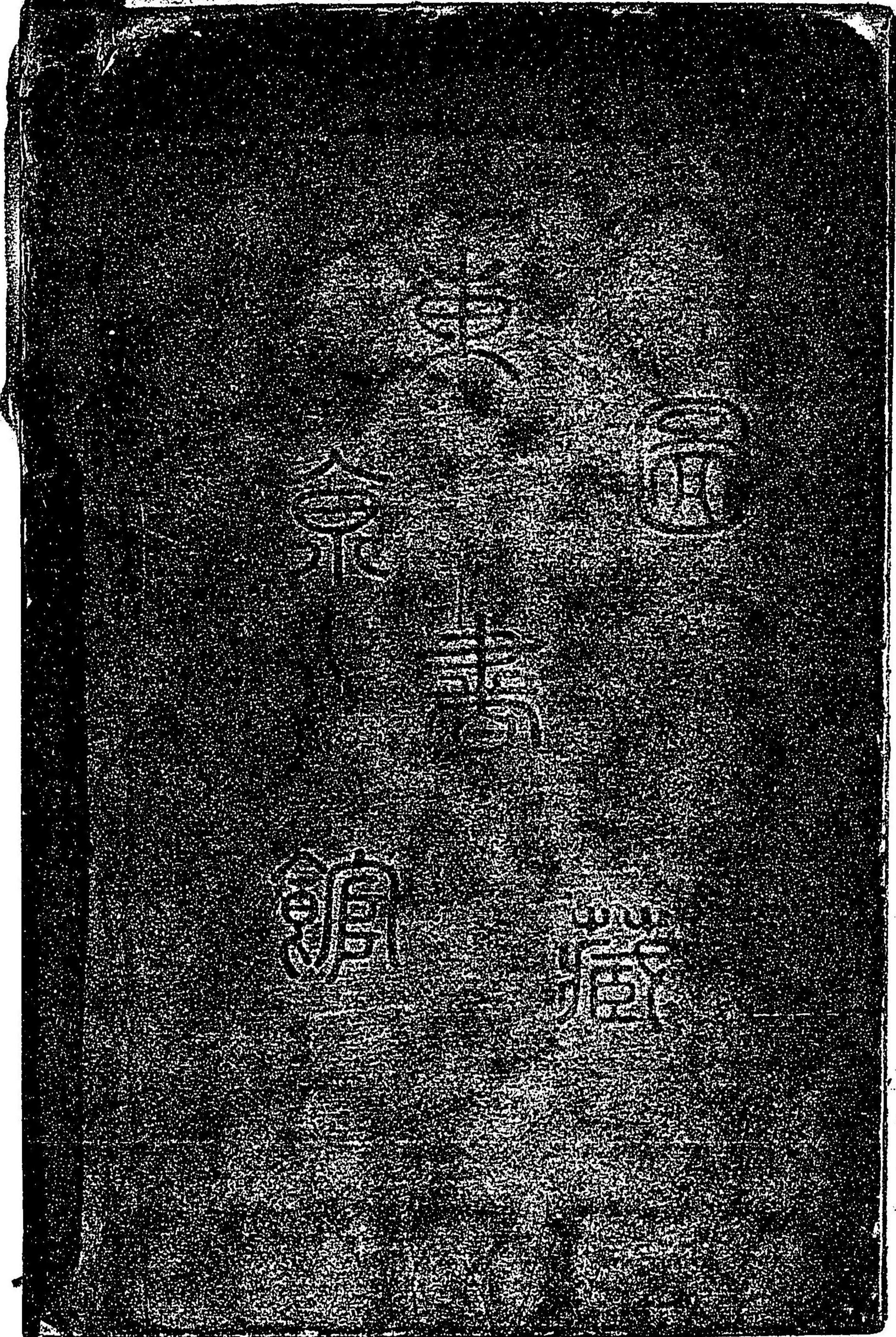
集衆志宜群力以報國家無窮之恩といふ事

凡一國の力を以て、萬國の敵に對し、衆人の智を集めて、一國の光となすは、其志を
一にし、其力を同じくするにあらざれば、之を成し難きと勿論也、其一志同心なるべ
き隨一の原理は、皆人の心に、忠孝の大義を失はず、偏に君父に奉事して、上下の秩序
を失はず、無窮の恩徳に報せんとするにあり、此一念にして同じく、衆人皆ひとしけ
れば、即ち一志同力になりて、萬國の強敵をも取挫し、一國の光威をも宇内に耀か
すことを得べき也、唯其智と力とはいかほどに秀でたりとも、心に忠孝の念なくし

(四十二)

て、君父に奉効するの精神乏ければ、決して敵國を挫き、國光を發すると能はざるは、勿論の事なり。もし我日本にして、一國の力量、萬國に敵すると能はず、一國の光威、萬邦に輝かすと能はずとすれば、凡天下の理、進まざれば必退くと云て、進歩せざれば必退歩するとなり。故に進歩せんと欲せば、必先忠孝一致の至誠を磨きて、萬事に策應し、此精神を奮發すると思ふべし。吾人にして此精神だに充滿せば、必萬國を威服せしめて、國光を宇内に耀かすに、敢て困難ならざるべし。譬へば、こゝに八面玲瓏なる珠あり、其玲瓏なるか故に、美なる光輝を放つは、必内に在るもの、皆清淨潔白なるが故なり。もし其内に在る所のものにして、汚濁ならんか、必八面玲瓏なること能はずして、其光氣發揮せざること何人と雖も、之を信じて疑はざるなり。之と同じく吾人臣民たるもの、内に不忠不孝の汚濁あれば、必ず我國光を宇内に發揮するを得ず。されば、我大日本帝國臣民たる者、一に國家君父に對し、忠孝の念慮を厚くして、以て此精神を振ひ起し、之を以て、外萬國の敵を挫き、内國光を發揮するの道を全うせんことを思ふべし。是實に我等臣民たる者の國家に對するの本務なりとす。

倫理講談 弘道館記述義要旨 畢



19

(M)

本中學會廿九年
倫理弘道館記述義要旨
講談
録
内藤

弘道館記述義要旨
倫理講談
録

201793-000-5

62-119

弘道館記述義要旨 (倫理講談)

内藤 耻叟/述

[刊年不明]

EDA-0092

